

**新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度における
指定医療機関・指定医の申請の流れについて**

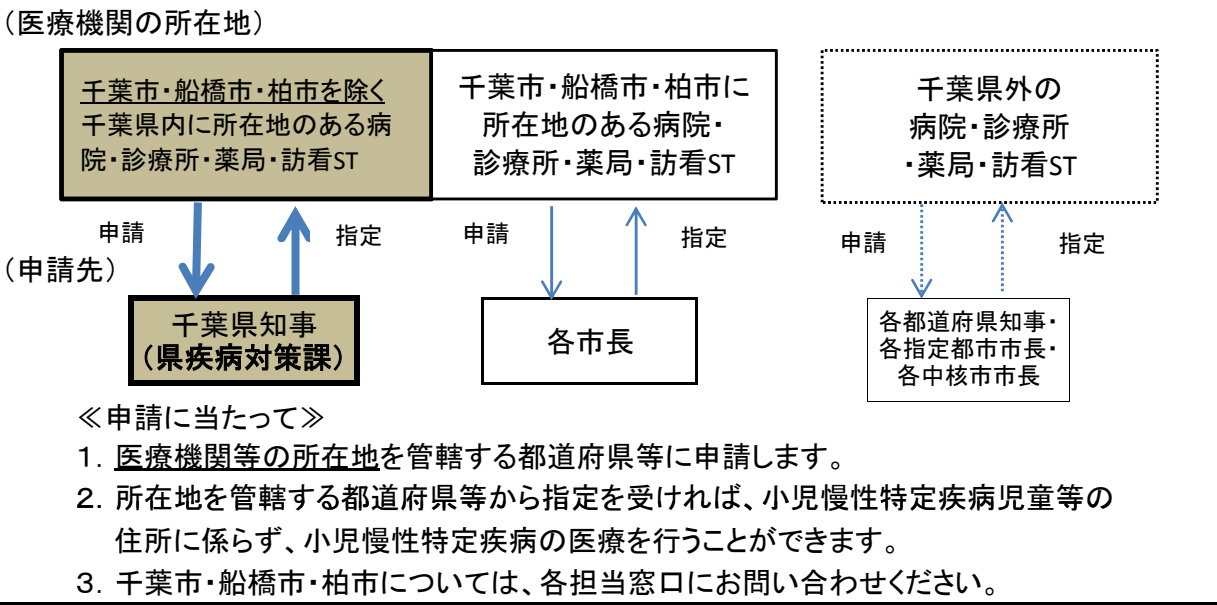
○平成26年5月30日に「児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「法」という)が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病の医療費助成制度が始まります。

○新たな制度では、指定医療機関・指定医制度が導入されることとなります。

指定医療機関	小児慢性特定疾病児童等(患者)が、その医療費の助成を受けるには、都道府県知事等の指定を受けた「指定医療機関」で医療を受けることが必要となります。
指定医	医療費支給認定申請に必要な医療意見書(診断書)を作成できる医師は、都道府県知事等の指定を受けた「指定医」に限られます。

注)都道府県知事等の指定を受けた小児慢性特定疾病の指定医療機関であれば、指定医がいなくても医療を行うことができます。

指定医療機関の申請の流れ



指定医の申請の流れ

